

かながわ農業活性化指針 素案（案）

令和4年 月

神奈川県

目 次

| | | |
|------------|------------------------|-----------|
| I | かながわ農業活性化指針について | 1 |
| 1 | 位置づけ | 1 |
| 2 | 改正の趣旨 | 2 |
| 3 | 指針の期間 | 2 |
| 4 | 推進体制 | 2 |
| II | これまでの取組と課題 | 3 |
| III | かながわ農業の現状 | 4 |
| 1 | 担い手 | 4 |
| 2 | 農地 | 4 |
| 3 | 農業産出額 | 5 |
| IV | 農業を取り巻く環境の変化 | 6 |
| 1 | 食料の消費構造の変化 | 6 |
| 2 | 経済のグローバル化 | 6 |
| 3 | 持続可能な社会実現への貢献 | 6 |
| 4 | 食の安定供給を脅かす様々なリスク | 7 |
| 5 | デジタル技術の発展と農業分野での活用 | 7 |
| 6 | 食料・農業・農村基本計画の策定 | 7 |
| 7 | 農業経営基盤強化の動き | 7 |
| V | 基本目標と施策の方向 | 8 |
| 1 | 目指す姿 | 8 |
| 2 | 基本目標（総合的な数値目標） | 9 |
| 3 | 施策の方向 | 11 |
| VI | 取組内容と数値目標 | 15 |
| 施策の方向1 | 【生産】 しっかりつくる、引き継ぐ | 15 |
| 施策の方向2 | 【消費】 県民にとどける、選ばれる | 26 |
| 施策の方向3 | 【環境】 環境にやさしい、まもる | 31 |

はじめに

本県の農業は、〇〇〇。

作成中

I かながわ農業活性化指針について

1 位置づけ

県では、神奈川県都市農業推進条例（以下「条例」という。）において、都市農業の持続的な発展に努めることとしており、条例に基づき「かながわ農業活性化指針」（以下「指針」という。）を策定し、基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図っており、都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく地方計画として位置付けています。

また、県政運営の総合的・基本的指針を示す「総合計画（かながわグランドデザイン）」における政策分野「産業・労働」の個別計画として、総合計画を補完するものとなっています。

■神奈川県都市農業推進条例（平成 18 年 4 月施行、令和元年 12 月 24 日改正）

目的

都市農業の持続的な発展に関する施策の総合的かつ計画的な推進、食料等の安定供給及び農業の有する多面的機能の発揮を図り、もって現在及び将来の県民の健康で豊かな生活の確保に寄与すること

基本理念

- 1 新鮮で安全・安心な食料等の安定供給と地産地消の推進
- 2 多様な担い手による農業資源の維持・確保と農業の発展
- 3 市街地及びその周辺にある農地の保全
- 4 農業の有する多面的機能の発揮と循環型社会への貢献

基本的施策

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 安全・安心な食料等の供給の推進 | 9 市街地及びその周辺にある農地の保全の推進 |
| 2 地産地消の推進 | 10 地域の農業を生かした県民と農業者との交流の推進 |
| 3 農業経営の安定化の推進 | 11 未利用資源の有効活用の促進を通じた農業の生産性向上の推進 |
| 4 農業経営の高度化並びに農業者及び農業関係団体の情報交換の促進 | 12 環境に調和する農業生産の推進 |
| 5 食と農に対する県民の理解の促進 | 13 その他都市農業の持続的な発展のために必要な施策の推進 |
| 6 農業の多様な担い手の育成及び確保の推進 | |
| 7 農業の生産基盤の確保及び整備の推進 | |
| 8 農地の有効利用の促進 | |

■指針の改定等について

条例では、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を指針において定めることとされています。

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 平成 18 年 6 月 | 平成 17 年 3 月に策定した指針を条例に基づく指針として位置付け |
| 平成 24 年 3 月 | 指針を改定 |
| 平成 29 年 3 月 | 指針を改定 |

2 改定の趣旨

条例では、「定期的に指針を検証し、必要に応じ指針の変更を行わなければならない」とされており、前回は平成 29 年 3 月に指針を改定しました。

その後、国の「食料・農業・農村基本計画」の改定や「みどりの食料システム戦略」の策定、経済連携協定や自由貿易協定の発効、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境への影響、スマート技術の実用化など、農業を取り巻く環境が大きく変化したことから、これらに対応するため指針を改定しました。

3 指針の期間

2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度までの 10 年間とします。

4 推進体制

地域の創意と主体性が存分に発揮できるよう、農業者の主体的な取組を基本に、市町村をはじめ農業団体や他産業関係者、県民等が、それぞれの役割を担いつつ、相互に連携した取組を推進します。

II これまでの取組と課題

平成 29 年改定のかながわ農業活性化指針では、「農業の活性化による地産地消の推進－医食農同源による県民の健康増進－」を基本目標とし、「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」「安定的な農業生産と次世代への継承」「環境と共存する農業」の 3 つの施策の方向を定め、農業の持続的な発展に向けた取組を進めてきました。

主な取組としては、県産農畜産物の利用の拡大のため、県民ニーズに応じた新鮮で安全・安心な農畜産物の生産・販売や 6 次産業化の取組の支援を行いました。

また、県民に安定的に県産農畜産物を提供するため、担い手の育成・確保やトップ経営体の育成、農業生産基盤の整備等に取り組みました。

さらに、本県農業を持続的に発展させるため、環境と共存する農業を目指し、農地の保全・活用や農業体験と交流の場の確保、環境保全型農業の推進に取り組みました。

しかし、農産物及び畜産物の販売額や農地面積は減少しており、今後も、農地を維持し、県民に安定的に農畜産物を供給していくためには、引き続き、担い手を育成・確保するとともに、経営規模を拡大できる農業経営体の育成が必要です。

また、農産物や畜産物の販売額を増加するためには、スマート技術の導入や農業基盤の整備等により生産性の向上を図るとともに、県産農畜産物のブランド力強化や高付加価値化により有利販売につなげることが必要です。

Ⅲ かながわ農業の現状

1 担い手

- ・ 農業経営体は2015（平成27）年の13,809経営体から約17%減少し、2020（令和2）年に11,402経営体となっています。この間の減少率は、全国の減少率22%に比べ低くなっています。
- ・ 基幹的農業従事者数は平成27年の20,901人から21%減少し、2020（令和2）年に16,445人となっています。一方で、65歳以上の割合は増加しています（図1）。
- ・ 新規就農者数は近年160人前後で推移しており、新規参入者などの自営就農以外の割合が増加傾向となっています（図2）。
- ・ 農産物販売金額規模別の経営体数は、3,000万円以上の規模では2015（平成27）年の273経営体から4%減少し、2020（令和2）年に263経営体となっています。
- ・ 法人化している農業経営体は2015（平成27）年の268経営体から10%増加し、2020（令和2）年に294経営体となっています。この間の増加率は、全国の増加率13%に比べてやや少なくなっています。

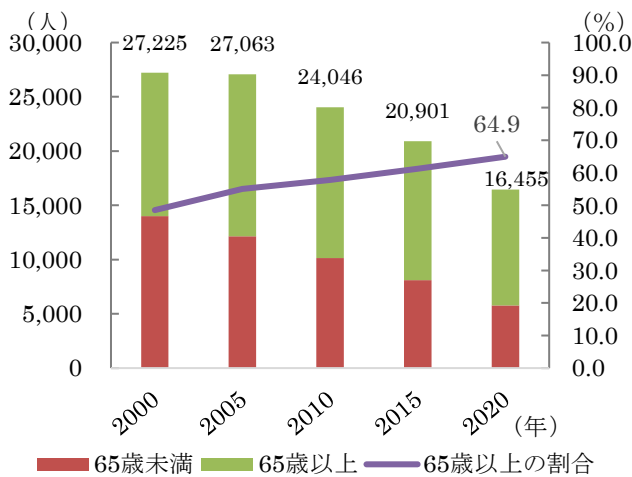


図1 基幹的農業従事者数と65歳以上の割合の推移

（農林業センサスより作成）

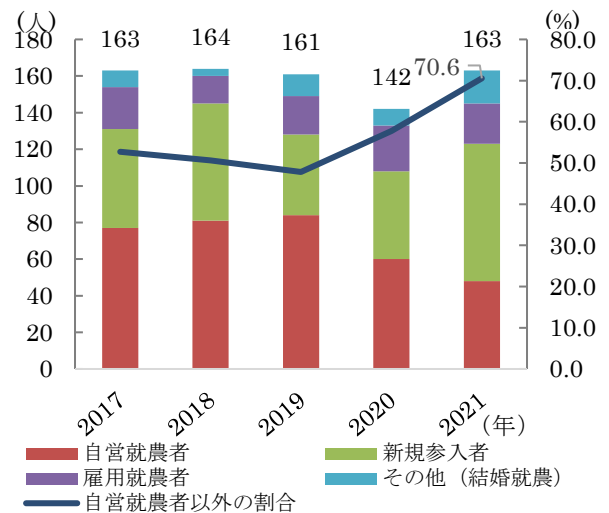


図2 就農形態別就農者数

（農業振興課調べ）

2 農地

- ・ 農地面積は2015（平成27）年の19,600haから6%減少し、2020（令和2）年に18,400haとなっています（図3）。
- ・ 農業経営体1戸当たりの経営耕地面積は2015（平成27）年の81.6aから5%増加し、2020（令和2）年に85.8aとなっていますが、全国平均の3.0ha(2015年からの増加率20%)と比べて小規模となっています。
- ・ 認定農業者等への農地の集積率は徐々に増加しており、2021（令和3）年は21.2%となっています（図4）。
- ・ 荒廃農地面積は2015（平成27）年の1,269haから14%増加し、2020（令和2）年に1,441haとなっています。再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の割合も年々増加しています（図5）。

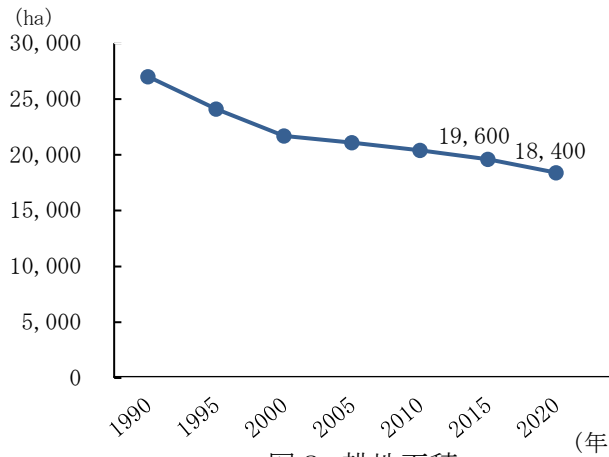


図3 耕地面積
(農林水産省「作物統計調査」より作成)

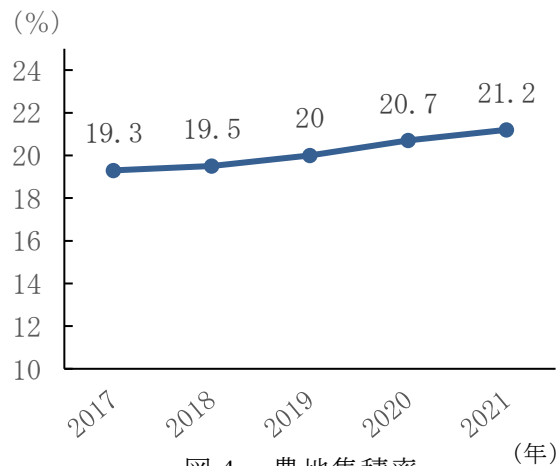


図4 農地集積率
(農林水産省「担い手の農地利用集積状況調査」より作成)

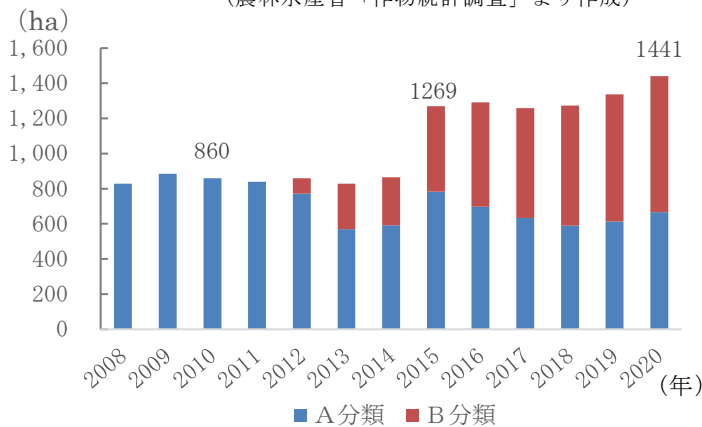


図5 荒廃農地の推移 (A分類、B分類)
(農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」より作成)

【用語解説】

A分類：再生利用が可能な荒廃農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）
B分類：再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

3 農業産出額

- ・2016(平成28)年から2020(令和2)年までの5年間の農業産出額の平均は739億円で、2020(令和2)年は659億円でした(図6)。農業産出額の内訳を見ると、野菜が約5割を占めています(図7)。
- ・2020(令和2)年と2015(平成27)年と比較すると、野菜、果実、花き、生乳及び鶏卵で減少しました。その一因として、2018(平成30)年の台風による農業用ハウスの被災や、農産物の価格低迷などがあげられます。

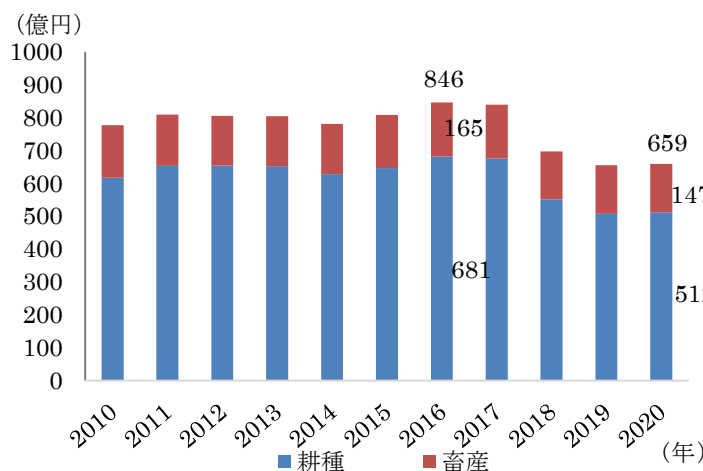


図6 農業産出額の推移
(農林水産省「生産農業所得統計」より作成)

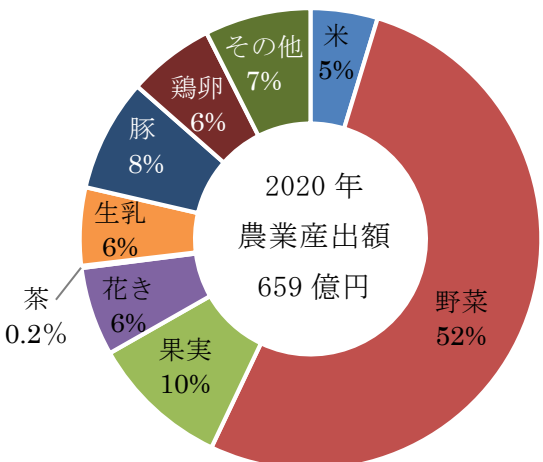


図7 農業産出額の内訳
(農林水産省「生産農業所得統計」より作成)

IV 農業を取り巻く環境の変化

1 食料の消費構造の変化

人口減少、少子高齢化等により国内市場が縮小傾向となっている一方で、単身世帯や共働き世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化に伴い、食の外食化など食に対するニーズは変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境の悪化などにより、国内経済が大きな影響を受けました。外出自粛等により、外食向けの農産物の需要が影響を受けた一方で、家庭需要の増加により、インターネット販売等による新たな取引が広がりました。

2 経済のグローバル化

2018（平成30）年12月にTPP11協定が、2019（平成31）年2月に日EU経済連携協定が、2020（令和2）年2月に日米貿易協定がそれぞれ発効されるなど、農業を含む経済のグローバル化が大きく進展しています。農業分野では、牛肉・豚肉の畜産物などを中心に、関税引き下げによる輸入量の増加や国内価格の低下等の影響が懸念されています。

また、ウクライナ問題等の不安定な社会情勢や気候変動等により、燃油、肥料、飼料等の価格が高騰し、農畜産業はこれまでにない対応を迫られています。

3 持続可能な社会実現への貢献

国連は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。2030（令和12）年を期限として17のゴールと169のターゲットが設定されて、農業分野では持続可能な農業の推進や健康と福祉の確保、持続可能な消費と生産などの目標が掲げられています。

国では、2021（令和3）年5月に中長期的な方針として「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、化学農薬使用量の50%低減や耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大、CO₂ゼロエミッション化などの実現に向け、戦略的に取り組むとしています。

■コラム みどりの食料システム戦略

4 食の安定供給を脅かす様々なリスク

近年、台風や豪雨など大規模な自然災害が頻発しており、今後も異常気象による大規模災害のリスクが懸念されます。また、地球温暖化等による気候変動は、生育障害や品質低下、病虫害被害など農業生産にも影響を及ぼしており、これらに適応するため新たな栽培技術や品種を開発・普及する必要があります。

家畜伝染病については、東アジア地域では依然としてアフリカ豚熱や口蹄疫が継続して発生していることに加え、国内においても豚熱や高病原性鳥インフルエンザが確認されており、農場における発生リスクが高い状況が続いています。

5 デジタル技術の発展と農業分野での活用

近年、AI、IoT等のデジタル技術が急速に発展する中、農業分野においてもドローンやデータを活用した生産性を高める技術が実用段階に入っています。今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、その社会実装を推進していく必要があります。

6 食料・農業・農村基本計画の策定

国は、食料・農業・農村基本法に基づき、農政の中長期的な基本指針となる新たな食料・農業・農村基本計画を2020（令和2）年3月に策定しました。

新たな基本計画では、成長産業化を進める「産業政策」と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を進める「地域政策」を車の両輪として進め、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることを基本方針としています。

7 農業経営基盤強化の動き

国は、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿を描き、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図るため、農業経営基盤強化促進法等の改正を行いました。

V 基本目標と施策の方向

1 目指す姿

前回指針の改定以降、不安定な社会情勢による燃油、飼料等の高騰や国の中長期的な食料システムの構築に向けた「みどりの食料システム戦略」の策定、デジタル技術の発展、国の基本方針である食料安全保障の確立への対応など、農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、これらに本県も対応していく必要があります。

県では基幹的農業従事者が減少し高齢化が進んでいますが、農業経営の安定化を図り、今後も県民に安定的に農畜産物を供給するためには、担い手を確保・育成し、優良農地の確保と有効利用を図るとともに、災害に強い農業生産基盤の整備やAI、IoT等のデジタル技術を活用したスマート技術等を積極的に導入し、生産性の高い農業を実現することが必要です。

加えて、省エネ技術の導入や、自給飼料の生産、エコフィードの活用等飼料生産基盤を強化し、生産コストを低減することも必要です。

また、県産農畜産物を県民に利用してもらうためには、農畜産物の安全対策に取り組むとともに、ブランド力の強化や情報発信による認知度向上、6次産業化や観光農業の取組を進めていくことが必要です。

さらに、持続可能な農業を目指すためには、有機農業を含む環境保全型農業を推進するとともに、脱炭素化に向けた取組を推進することが必要です。

以上のことから、10年後の目指す姿を次のとおりとし、その実現を目指します。

- 農業者が意欲を持って安定的に生産を行い、優良農地の有効活用が図られ、次世代に引き継がれている。
- 県民が都市農業を理解し、新鮮で安全・安心な県産農畜産物を選んで利用している。
- 環境と調和した持続可能な農業が営まれ、農業の有する多面的機能が発揮されている。

■コラム 食料安全保障と県の取組

2 基本目標

条例では、「都市農業の持続的な発展は、将来にわたり、県民が求める新鮮で安全・安心な食料等が、農業者によって県内において安定的に生産され、合理的な価格で流通するとともに、県民の需要に応じて安定的に供給されることにより、地産地消の推進が図られることを旨として行われなければならない」ことを基本理念の第一に掲げています。

本県では、920 万人を超える県民を抱える大消費地であることや多彩な人材や企業等が身近にいるといった都市農業のメリットを活かして、県民に県産農畜産物を安定的に供給し持続的に発展する農業を推進します。

また、かながわの農業を、農業者にとって稼げる産業であり、県民の暮らしを支える産業として「魅力ある農業」にしていくことが大切です。

「魅力ある農業」を次世代に引き継ぐため、経営感覚に優れた農業者を育成し、時代や環境の変化に柔軟に対応した安定的で生産性が高く、県民が身近に感じることができる農業を推進する必要があります。

こうした考えのもと、この指針では、

農業の活性化による地産地消の推進

—魅力ある農業を次世代につなぐ—

を基本目標とします。

■コラム 2021(令和3)年県民ニーズ調査

○総合的な数値目標

基本目標の達成に向けた施策の総合的な推進による成果を表す数値目標として、地産地消を支える生産基盤の確保の指標となる「農地面積」と、安全・安心な県産農畜産物の生産と県民への提供の指標となる「農業産出額（耕種・畜産）」を設定しました。

農地面積は、農地の転用や荒廃化により趨勢では現状より減少しますが、各種施策より減少を抑制するとともに、生産性の向上や生産コストの削減、農畜産物の高付加価値化などに取り組むことで、農業産出額は維持・増加を目指します。

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|------|-------------------|--------------------|
| 農地面積 | 18,200ha | 16,600ha |

【目標設定の考え方】

基準年 2021（令和3）年以降の趨勢では目標年における農地面積は16,400haまで減少するが、各種農業施策の総合的な展開により農地の減少抑制が見込めるため、目標を16,600haに定めた。

| 項目 | 基準値 2020（令和2）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|-----------|-------------------|--------------------|
| 農業産出額（耕種） | 512億円 | 580億円 |

【目標設定の考え方】

近年は自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外食向け農産物の需要減少の影響等により市場価格が低迷しているが、各種農業施策の総合的な展開により増額が見込めるため、目標を過去5年の平均値である580億円に定めた。

| 項目 | 基準値 2020（令和2）年 | 目標値 2032年（令和14）年 |
|-----------|-------------------|---------------------|
| 農業産出額（畜産） | 147億円 | 147億円 |

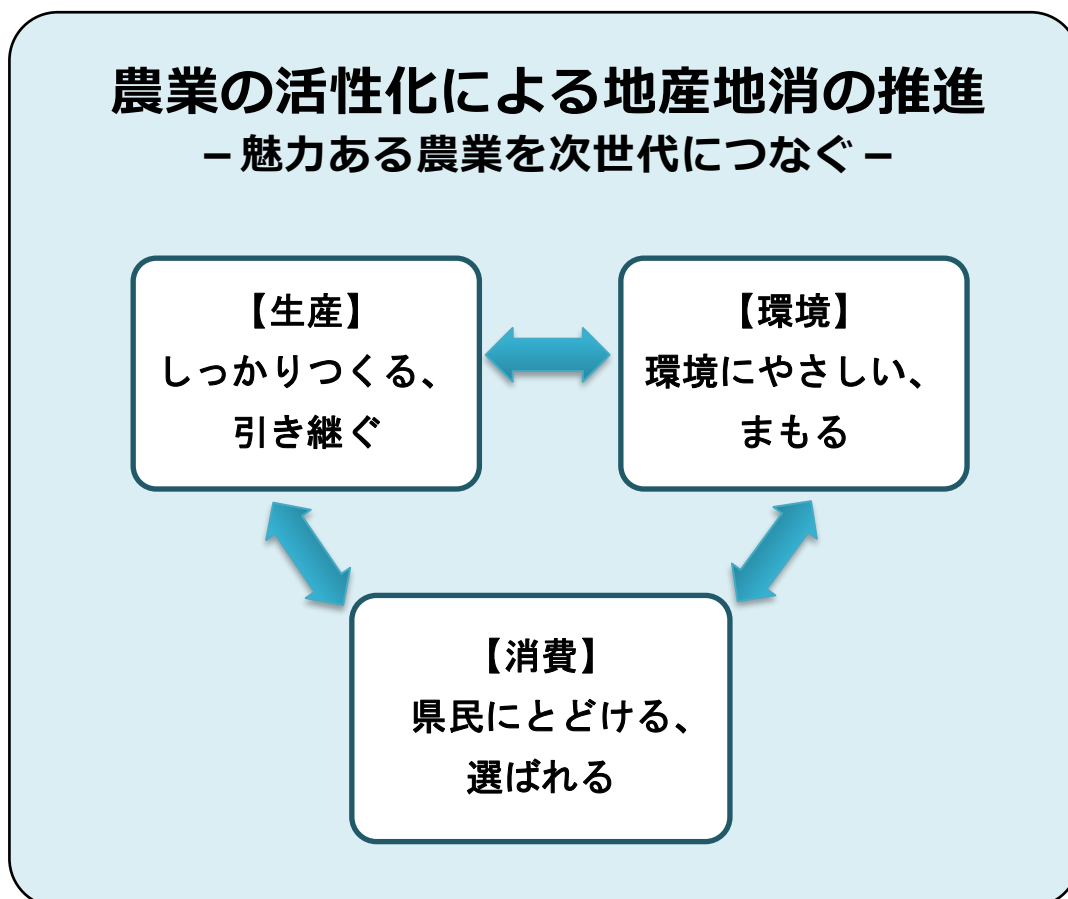
【目標設定の考え方】

基準年 2020（令和2）年以降の趨勢では目標年における畜産の農業産出額は144億円まで減少するが、各種畜産施策の総合的な展開により現状維持が見込まれることから、目標を147億円に定めた。

3 施策の方向

目指す姿及び基本目標を実現するため、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間で取り組む具体的な施策を体系的に整理しました。

【施策の方向の関連図】



(1) 施策の体系

| |
|--|
| 施策の方向1【生産】しっかりつくる、引き継ぐ 県民への安定的な県産農畜産物を提供するため、担い手の育成・確保や優良農地の確保と有効利用、生産性の向上、経営の安定化等により、農業生産を維持し、かながわ農業の次世代への継承を目指します。 |
| 1 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援 |
| 2 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援 |
| 3 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及 |
| 4 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援 |
| 5 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用 |
| 6 災害等のリスク対策の取組強化 |
| 施策の方向2【消費】県民にとどける、選ばれる 県産農畜産物の消費の拡大を図るため、ブランド力の強化や情報発信による認知度の向上、流通・販売対策、安全対策の推進により、県民に選ばれる新鮮で安全・安心な農畜産物の供給を目指します。 |
| 1 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援 |
| 2 ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援 |
| 3 農畜産物の安全対策と食育の推進 |
| 施策の方向3【環境】環境にやさしい、まもる 農業の持続的な発展のため、環境にやさしい農業生産の推進と、地域ぐるみの共同活動の支援や鳥獣被害対策などの農業環境をまもる取組の推進により、環境と調和する農業の実現を目指します。 |
| 1 環境に配慮した農業の推進 |
| 2 農地等の活用・保全 |
| 3 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進 |
| 4 鳥獣被害対策の推進 |

(2) 施策とSDGsとの関係

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて採択されました。2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標として、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

農業分野においても、経済・社会・環境の諸課題に総合的に取り組み、環境に配慮した生産活動を積極的に推進するとともに、消費者の購買活動がこれを後押しする持続可能な消費を促進することが必要であることから、本県においても施策の推進により、SDGsの達成につなげていきます。

指針の施策とSDGsの各ゴールとの関係は次のとおりです。

■SDGsの17のゴール

| | | | |
|---|--|---|---|
|  | 目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる |  | 目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する |
|  | 目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する |  | 目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する |
|  | 目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う |  | 目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する |
|  | 目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する |  | 目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する |
|  | 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る |  | 目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する |
|  | 目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する |  | 目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する |
|  | 目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる |  | 目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する |
|  | 目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する |  | 目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
|  | 目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する | | |

【施策とSDGsの17のゴールとの関係】

| 施策体系 | SDGsの17のゴール | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------|------|------|------|---------|--------|---------|-----------|-----------|--------|-------|----------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | 1 貧困 | 2 飢餓 | 3 保健 | 4 教育 | 5 ジェンダー | 6 水・衛生 | 7 エネルギー | 8 経済成長と雇用 | 9 イノベーション | 10 不平等 | 11 都市 | 12 消費・生産 | 13 気候変動 | 14 海洋資源 | 15 陸上資源 | 16 平和 | 17 実施手段 |
| 施策の方向1【生産】しっかりつくる、引き継ぐ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 災害等のリスク対策の取組強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の方向2【消費】県民にとどける、選ばれる | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 農畜産物の安全対策と食育の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の方向3【環境】環境にやさしい、まもる | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 環境に配慮した農業の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 農地等の活用・保全 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 鳥獣被害対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

作成中

VI 取組内容と数値目標

施策の方向 1【生産】しっかりつくる、引き継ぐ

県民への安定的な県産農畜産物を提供するため、担い手の育成・確保や優良農地の確保と有効利用、スマート技術の導入等による生産性の向上、燃油、飼料等高騰対策による経営の安定化等により、農業生産を維持し、かながわ農業の次世代への継承を目指します。

1 取組内容

(1) 多様な担い手の育成・確保及び経営発展段階に応じた支援

【これまでの取組と課題】

- ・担い手を育成・確保するため、就農支援や中核的経営体及びトップ経営体の育成など経営発展段階に応じた支援に取り組みました。農業従事者の減少や高齢化が続いていることから、新規就農の促進と定着や経営発展に応じた支援を行うとともに、トップ経営体を更に育成していく必要があります。
- ・認定農業者等への農地集積の促進に取り組んでいますが、目標を下回っています。農業者の高齢化等により荒廃農地が増加する恐れが一層高まることから、引き続き、農地集積を進める必要があります。
- ・女性の農業進出や女性の力を活かした経営発展の促進に取り組み、6次産業化の事業実施や農業経営への参画が図られました。
- ・地域の農業生産や必要な農地を確保し、持続的なものとしていくためには、担い手の確保と併せて、多様な人材の活躍を促進する必要があります。

【主な取組内容】

新規就農者の確保と定着を推進するとともに、経営の発展段階に応じた支援に取り組みます。また、地域の農業生産や必要な農地を確保するため、女性の農業進出や小規模経営体の農業生産の継続、農福連携の取組等を支援します。

- ・新規就農者を確保するため、農業高校等の教育機関や農業団体等との連携を促進するとともに、農業の魅力をPRします。
- ・新規就農者を育成するため、教育カリキュラムの強化等により、かながわ農業アカデミーにおける教育・研修の充実を図ります。
- ・意欲ある経営体を確保するため、企業やNPO法人等の参入や第三者継承を含む新規参入の促進と定着を支援します。
- ・農業生産の中核を担う経営体を確保するため、就農初期からの生産技術・経営能力の向上、さらに経営発展に応じた経営改善等を体系的に支援し、

経営感覚の優れた経営体を育成します。

- ・安定的かつ持続性のある経営体を確保するため、販売規模の上位層を中心とした経営能力向上研修や農地集積を支援し、年間販売額 3,000 万円以上のトップ経営体を育成します。
- ・スマート技術を活用した作業受託など、農作業を請け負う受託組織の取組を支援します。
- ・認定農業者等の中核的経営体への農地集積を促進します。
- ・生産性の向上を図るため、生産に必要な機械・施設等の整備を促進します。
- ・女性の農業進出や、女性目線の商品開発による収益増加など女性の力を活かした経営発展を支援します。
- ・地域農業を支える小規模経営体においても、農業生産を継続するための技術指導等の支援に取り組みます。
- ・農福連携の取組により、障がい者などの農業現場での就労を促進し、労働力の確保につなげます。

経営発展段階に応じた支援

| 中核的経営体の育成 | | | トップ経営体の育成 | |
|-----------|--|---|--|--|
| ステージ | 就農初期 | 経営発展期 | 経営確立期 | 企業経営体への発展期 |
| | | 就農・経営開始直後5年程度 | 経営確立準備段階にある若手生産者等 | 農業生産の中核を担う経営体 |
| 支援策 | <ul style="list-style-type: none"> ○新規就農者向け農業セミナーの開催等 | <ul style="list-style-type: none"> ○先進事例農家の講演 ○経営ビジョン作成支援 ○経営改善への取組支援等 | <ul style="list-style-type: none"> ○経営ビジョンの実現に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○経営発展のため経営者の能力向上に向けた研修の開催 ○規模拡大や効率化のために必要な高性能農業機械などの導入補助 ○経営強化プランの実現に向けた支援 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○個別巡回指導 ○集合研修 ○女性農業者の経営能力の向上・経営参画に向けた研修の開催 | | | <ul style="list-style-type: none"> ○法人化・経営継承等に関する専門家による経営相談 ○6次産業化に関する相談、計画作成支援、プランナー派遣等 |

■コラム 担い手の育成・確保、経営体の育成

(2) 農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援

【これまでの取組と課題】

- ・ICTを活用した温室内制御技術等の導入を推進し、生産安定や収穫量の増加につながりました。引き続き、スマート技術等の導入による生産性の向上を図っていく必要があります。
- ・燃油や肥料、飼料等の価格が高騰していることから、経営安定のためには省エネ対策や化学肥料低減の取組、飼料生産基盤の強化等を推進する必要があります。

【主な取組内容】

県内農業に適したスマート農業等を展開し、生産の拡大や産地の強化に取り組めます。

輸入飼料価格の高騰を踏まえ、飼料生産基盤を強化するとともに、県産畜産物の生産性や収益性の向上を図ります。

- ・生産性の向上を図るため、スマート技術等の導入を推進します。推進に当たっては、開発技術等の生産現場での技術実証や技術情報の提供を積極的に行うとともに、サービス事業者や受託組織等の活用を促進するなど、各地域の農業生産に適したスマート農業を展開します。
- ・機械や装置の導入コストを低減するため、機械の共同利用や農業支援サービスの利用等の促進を図ります。
- ・県産畜産物の生産性や収益性の向上を図るため、自給飼料の生産拡大や国産飼料の確保などの生産コスト低減、経営の安定化に向け、新たな飼料生産・供給の仕組みづくりも含めた飼料生産基盤の強化を図るとともに、酪農及び肉用牛経営におけるゲノミック評価技術や性判別技術を活用した生産性向上への取組、生産施設の整備等を支援します。また、ベンチマーキング手法等の経営改善技術の導入を支援します。
- ・燃油高騰に対応するため、省エネ技術の導入を推進します。
- ・肥料価格高騰に対応するため、土壌診断結果に基づく化学肥料等の低減や堆肥等の国内資源の活用に向けた取組を支援します。



自律走行草刈機



自給飼料生産の取組

■コラム 資材の高騰対策

(3) 新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及

【これまでの取組と課題】

- ・新品種の育成やICTを活用した温室内制御技術、多産系母豚の飼養管理技術などの開発や普及に取り組み、生産性や収益性の向上及び農業経営の安定化につながりました。
- ・担い手の減少、地球温暖化に伴う気候変動、SDGsに代表される社会的ニーズなど様々な課題に技術面で対応するため、試験研究機関におけるスマート技術や省力化技術、環境負荷を軽減する技術等の開発を推進し、開発した技術等は速やかに生産現場に普及する必要があります。

【主な取組内容】

新品種の育成、県産農畜産物の高品質・安定生産技術や環境負荷軽減技術等の開発と速やかな生産現場への普及により、環境の変化や社会的ニーズに対応した生産性や収益性の向上及び競争力強化による農業経営の安定を図ります。

- ・スマート技術を活用した農業生産・販売力を強化するため、ロボット等による省力・軽労化技術やデジタル技術による環境制御技術等の開発と普及に取り組みます。
- ・かながわ特産品の開発等により、地域農業を活性化するため、県オリジナル品種等の育成や高品質・安定生産技術等の開発と普及に取り組みます。
- ・農業生産の環境負荷軽減や脱炭素化へ貢献するため、化学農薬や化学肥料の使用を削減するための栽培管理技術や脱炭素・低コスト施設栽培技術等の開発と普及に取り組みます。
- ・気候変動による農産物の被害を軽減するため、適応技術や病害虫防除技術等の開発と普及に取り組みます。また、夏季の暑熱による家畜や家きん

の繁殖成績や生産性の低下などに対応するため、飼養管理技術等を開発・普及します。

- ・ 畜産経営と都市環境の調和を図るため、臭気低減に関する技術を実証し、生産現場に普及します。



県育成イチゴ品種‘かなこまち’



県育成ウメ品種‘翠豊’



ドローンによるほ場空撮画像からの画像解析



OPU 技術実用化による優良後継牛確保（生産性向上技術）

（４）畜産経営の体質強化に向けた総合的な取組

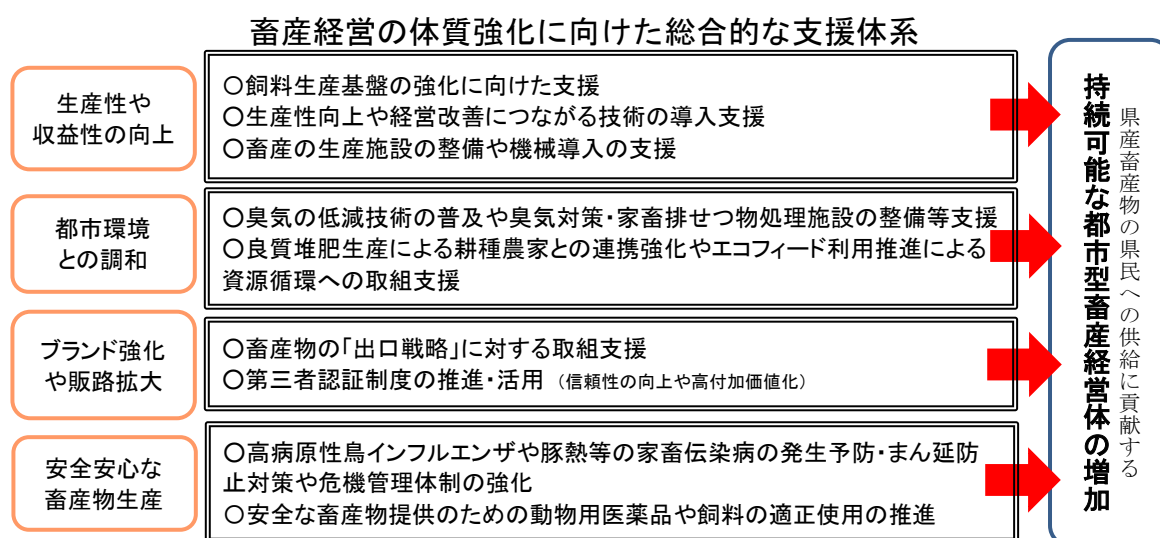
【これまでの取組と課題】

- ・ 生産施設等の整備や新技術の導入、臭気などの畜産環境対策、畜産物の「出口戦略」、家畜伝染病予防対策など、畜産経営の体質強化に向けた総合的な支援に取り組み、生産力・競争力の強化を目指しました。
- ・ 輸入飼料価格の高騰が続いていることから、経営を安定させるため飼料生産基盤を一層強化する必要があります。
- ・ 全国的に、家畜伝染病の発生リスクが高まっていることから、発生予防対策の継続と、発生に備えた危機管理体制の充実を図る必要があります。

【主な取組内容】

都市化の進展や輸入飼料価格高騰など、畜産を巡る昨今の状況の中で更なる畜産経営の体質強化を図ることで、持続可能な神奈川の畜産を実現するため、飼料生産基盤の強化等生産性や収益性の向上、臭気低減等による都市環境との調和、畜産物の「出口戦略」によるブランド強化や販路拡大、家畜伝染病を発生させないための対策強化等に取り組みます。

- ・ 輸入飼料への過度な依存から脱却し、輸入価格に左右されない足腰の強い生産に転換するため、飼料生産基盤の強化への取組を支援します。
- ・ ゲノミック評価などの生産性向上技術や、ベンチマーキング手法などの収益性向上につながる技術の導入の取組を支援します。
- ・ 畜産経営と都市環境の調和を図るため、畜舎の臭気対策を図るとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進します。
- ・ 良質堆肥の供給による耕種農家との連携強化や、エコフィード利用推進による脱炭素につながる資源循環への取組を支援します。
- ・ 県内産畜産物の評価を高め販路拡大につなげるため、流通・販売・消費面からのアプローチによる「出口戦略」を推進します。
- ・ 健康な家畜及び安全な畜産物を生産するため、家畜伝染病の発生予防や、万一の発生に備えた訓練等の危機管理体制の構築、まん延防止、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。



（5）農業生産基盤の整備と農地集積の促進及び農地の有効活用

【これまでの取組と課題】

- ・ ほ場や農道の生産基盤の整備、基幹的農業水利施設である頭首工や用排水路の長寿命化対策や更新整備等を実施するとともに、市町村等が実施する生産基盤の整備を支援しました。
- ・ 市町村の人・農地プラン（地域計画）作成及び更新の取組を支援しました。農地の集約化等に向けた取組を加速化するため、引き続き、地域計画の作成支援が必要です。
- ・ 生産性の向上や農産物等の輸送の効率化を図るため、引き続き、ほ場や農道の整備を実施するとともに、農業用水の安定供給を図るため、基幹的水利施設の長寿命化対策や更新整備等を進める必要があります。

【主な取組内容】

認定農業者等の中核的経営体への農地集積に資するよう、今後の地域農業を見据えた生産基盤の整備を推進し、農業経営の安定と継承を図ります。

- ・農地集積・集約化を促進するため、関係機関と連携し、市町村の地域計画の策定を支援します。
- ・生産性の向上や農地集積の促進を図るため、地域合意の形成を働きかけ、中心となる農業者や生産振興する作物などを見据えたほ場の整備を推進します。
- ・輸入飼料価格に左右されない安定した畜産経営を目指すため、荒廃農地等を活用した自給飼料の生産を支援します。
- ・農作物等の輸送の効率化や作業性の向上を図るため、農道の整備を推進します。
- ・安定的かつ持続的な水稻生産等を支え、水田農業を次世代へ継承するため、頭首工や用排水路の長寿命化対策を実施します。
- ・市町村等が地域ニーズに応じて実施する生産基盤の整備を支援します。



整備前

小区画、不整形な農地



整備後

ほ場の大区画化による生産効率の向上

■コラム 農地集積

(6) 災害等のリスク対策の取組強化

【これまでの取組と課題】

- ・市町村に対する農地・農業用施設の災害復旧への技術支援や農業者に対して施設の補強対策技術等を支援するとともに、様々な経営リスクに対応する経営安定対策や危機対応の準備として農業保険（農業共済及び収入保険）などセーフティネットへの加入を促進しました。引き続き、大規模な自然災害リスクに備え、事前の対策を講じる必要があります。
- ・現在農業用水を供給している基幹的農業水利施設の多くが建設後 50 年を超えていることから、安定した農業生産を支えるため定期的な点検診断、計画的な施設の長寿命化対策や、施設の防災対策を進める必要があります。
- ・高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生リスクが高まっていることから、発生予防対策を継続するとともに、発生に備えた危機管理体制を強化する必要があります。

【主な取組内容】

農業用施設の防災・減災対策や農業保険などセーフティネットへの加入促進など、災害への備えを進めます。また、農地・農業用施設に被害が生じた場合は、補助事業等により復旧を支援します。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生リスクは収束の気配が見られないことから、きめ細やかな発生予防対策の継続とともに、発生に備えた危機管理体制をさらに充実します。

- ・基幹的農業用取水施設、水路、取水門等の農業用インフラの防災・減災対策に取り組めます。
- ・農業経営におけるBCP計画の策定を推進するとともに、ハウスや果樹棚等の農業用施設の強靱化に向けた支援を行います。
- ・農畜産物価格の変動や自然災害に対応し、農業経営の安定を図るため、農業保険などセーフティネットへの加入促進や野菜や畜産物の価格安定、経営所得安定対策、農業制度資金等の活用を支援します。
- ・市町村に対する農地・農業用施設の災害復旧への技術支援や、補助事業等により復旧を支援します。
- ・健康な家畜及び安全な畜産物を生産するため、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防やまん延防止、万一の発生に備えた訓練等の危機管理体制の構築、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。



排水機能を向上させる水路整備



家畜伝染病発生予防の取組
(豚熱ワクチンの接種)

■コラム 動物防疫

2 施策の数値目標

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年度 | 目標値 2032（令和14）年 |
|-----------|---------------------|--------------------|
| 新規就農者※1 | 134人／年 （直近3カ年平均） | 135人／年 |
| 新規参入法人数※2 | 4法人／年 （直近3カ年平均） | 5法人／年 |

【目標設定の考え方】

新規就農者・新規参入法人は、農業生産の中核を担う経営体への成長が見込まれることから、目標として設定した。

※1 本項目における新規就農者は、自営就農者（農家後継者）及び新規参入者の合計とし、雇用就農者等は含まない。

※2 新規参入法人数は、かながわ農業アカデミーが参入を支援した法人数とし、自ら参入した法人数は含まない。

| 項目 | 基準値 2020（令和2）年 | 目標値 2032年（令和14）年 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|
| 年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数 | 148経営体 | 170経営体 |

【目標設定の考え方】

年間販売額3,000万円以上の耕種経営体の育成は、農地集積や雇用就農の増加に寄与し、安定的かつ持続性のある農業生産につながることから、目標として設定した。

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|-----------------------|-------------------|--------------------|
| 認定農業者等への農地集積率 | 21.2% | 30.0% |
| 農業生産基盤の整備と一体となった農地集積率 | 【集計中】 | 【検討中】 |

【目標設定の考え方】

認定農業者等の中核的経営体への農地集積を図り、農業の活性化による地産地消を推進するため、県内農地の集積率を目標として設定した。

また、農業生産基盤の整備と一体となった農地集積の促進及び農地の有効活用は、規模拡大や生産性の向上につながることから、目標として設定した。

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|----------------------|-------------------|--------------------|
| スマート農業技術導入 戸数（耕種） | 184 戸 | 500 戸 |
| スマート農業技術導入 戸数（畜産） | 47 戸 | 85 戸 |

【目標設定の考え方】

スマート農業技術の導入は、農畜産物の品質の向上や省力化など農業の生産性の向上につながることから、その導入戸数を目標として設定した。

| 項目 | 基準値 2020（令和2）年 | 目標値 2032年（令和14）年 |
|-------------------------------|-------------------|---------------------|
| 畜産農家が新たに行った飼料生産基盤の強化につながる取組件数 | — | 10 件/年 |

【目標設定の考え方】

輸入飼料価格の高騰が続いているなかで、畜産経営の安定のためには、自給飼料生産への取組みが重要であり、経営に応じた飼料作物面積の拡大やエコフィードの活用等、様々な飼料生産基盤の強化策に対する支援を進めることから、目標として設定した。飼料生産基盤強化は、畜産物の生産量確保につながり、農業産出額（畜産）の維持につながる取組である。

施策の方向2【消費】県民にとどける、選ばれる

県産農畜産物の消費の拡大を図るため、ブランド力の強化や情報発信による認知度の向上、流通・販売対策、安全対策の推進により、県民に選ばれる新鮮で安全・安心な農畜産物の供給を目指します。

1 取組内容

(1) 農畜産物のブランド力の強化や付加価値向上の支援

【これまでの取組と課題】

- ・ かながわブランド協議会等により、かながわブランド品の登録やPR活動、畜産物の知名度向上のイベント実施などの出口戦略に取り組み、登録品数の増加や畜産物のブランドの販路拡大につながりました。
- ・ 県産農畜産物を県民に選択してもらうためには、生産量の確保やPR活動の推進に取り組む必要があります。
- ・ 6次産業化を推進するため、計画づくりや経営改善に向け、農業者を支援し、新商品の開発等の新たな取組につながりました。引き続き、人材育成や消費者ニーズを把握した計画づくり等を支援していく必要があります。

【主な取組内容】

県産農畜産物の認知度を高め、消費拡大を図るために、ブランド力向上の取組や6次産業化を支援します。

- ・ 県産農畜産物のブランド力向上と販路拡大のため、かながわブランドへの登録と普及PRを推進します。

■コラム かながわブランド

- ・ 県育成品種の魅力を発信することにより認知度向上を図り、販売促進に取り組めます。
- ・ 県産農畜産物の消費拡大を図るため、SNS等を活用し、栽培に対する農業者のこだわりや工夫、産品の特徴等を広く発信します。
- ・ 県産畜産物の評価を高め販路拡大につなげるため、流通・販売・消費面からのアプローチによる「出口戦略」を推進します。
- ・ 新たな付加価値を生み出すため、農産加工や観光農業、またこれらを組み合わせて実施するなど、6次産業化の取組を支援します。



かながわブランドキャラバン
における県産農産物販売



6次産業化人材育成研修の実習

■コラム 6次産業化

(2) ニーズの変化等に対応した流通・販売対策の支援

【これまでの取組と課題】

- ・安定的な価格で継続的に取引できるマーケット・インの発想による生産を拡大するため、マニュアル作成や実需者と農業者の意見交換会や事例紹介などを行い、県民ニーズに応じた食の提供を推進しました。
- ・近年、食の外部化による加工・業務需要の拡大など市場ニーズの多様化や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う消費者の購買行動の変化が生じていることから、これらに的確に対応していくため、流通・販売の取組を支援していく必要があります。

【主な取組内容】

県民や市場のニーズに応じて、新鮮な食を提供するために、引き続き、中規模な経営体の販路拡大や、小規模な経営体の重要な販路となっている大型直売所等の活力維持などの取組に加えて、地域活性化につながる観光農業や直売所に対する支援、社会情勢の変化に対応した販売促進等に取り組みます。

- ・これまで県産農畜産物を購入する機会が少なかった消費者とのつながりを生み出すため、直売所での観光資源となる魅力ある農畜産物の販売、民間事業者とのレシピ開発や量販店等での販売、インターネットを通じた販売など多様な方法で農畜産物や6次産業化商品の紹介・販売を促進します。
- ・インターネットを活用した販売方法については、農業者自らが商品情報を発信するために必要な知識を得るための研修等を実施します。
- ・農業者と食品関連事業者等のマッチング機会の増加を図るため、商談会を開催し、販路拡大を促進します。
- ・直売所への出荷者などを対象に、直売向け品目の栽培技術や農産加工品開発を支援します。
- ・県内卸売市場による、安全・安心対策の充実、地産地消の推進等の取組を支援します。

(3) 農畜産物の安全対策と食育の推進

【これまでの取組と課題】

- ・農畜産物の安全確保のため、農薬安全対策やGAP等第三者認証の取得支援、農場HACCP等に沿った衛生管理の取組を推進しました。
- ・家畜伝染病の発生予防等のため、家畜伝染病予防法に基づく検査、飼養衛生管理基準遵守等に対する指導等を行いました。
- ・安全・安心な農畜産物を安定的に供給するため、引き続き、農薬の適正使用や衛生管理等の取組を推進する必要があります。

- ・食育の取組を進めるため、食育フェスタの開催や、食育月間ポスターの作成などによる普及啓発や、県産農畜産物を活用した学校給食の取組を推進しました。

【主な取組内容】

県産農畜産物の提供を通じて県民の健康維持に寄与するために、安全・安心の確保とともに、食育等に取り組みます。

- ・農産物の安全・安心を確保するため、農薬安全対策、GAPの取組の支援等を実施します。
- ・健康な家畜及び安全・安心な畜産物を生産するため、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病の発生予防やまん延防止、動物用医薬品及び飼料の適切な使用を推進します。
- ・将来にわたり健康で長生きできる社会を実現するため、県民一人ひとりが「食」のあり方を学び、食生活を見直す取組を推進します。
- ・食に関する知識や地域の食材への理解を深めるため、県産農畜産物を活用した学校給食等を推進します。
- ・学校、保育所、事業所等の給食施設における栄養成分表示指導等を通して、利用者への栄養に関する情報提供を実施します。



食育推進の取組(ポスター)



地場農産物を活用した学校給食

2 施策の数値目標

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|--------------|-------------------|--------------------|
| かながわブランドの認知度 | 71.7% | 82.0% |

【目標設定の考え方】

県内農畜産物の利用拡大を図るためには、かながわブランドをまず「知ってもらう」ことが重要であることから、かながわブランドの認知度を目標として設定した。

| 項目 | 基準値 2020（令和2）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|----------------------------------|-------------------|--------------------|
| 農業者が生産・販売した加工品及び運営した観光農園の年間総販売金額 | 4,238 百万円 | 4,775 百万円 |

【目標設定の考え方】

6次産業化の進展による加工品の年間総販売金額の増加、また、収穫体験等の観光農園の取組は、県民ニーズに応じた農畜産物の利用拡大や新たな事業の実施による付加価値の変化を示す指標となることから、目標として設定した。

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|------------------------|-------------------|--------------------|
| 販路拡大などの成果があった畜産物のブランド数 | 5 件/年 | 5 件/年 |

【目標設定の考え方】

消費者ニーズに対応した新たな販売契約数や、新商品の開発など品目数が増加することで県民が求める畜産物の提供に寄与することから、目標として設定した。販路拡大により、価格向上の効果が期待でき、農業産出額（畜産）の維持につながる。

施策の方向3【環境】環境にやさしい、まもる

農業の持続的な発展のため、「みどりの食料システム戦略」に対応した環境負荷軽減技術の導入等による環境にやさしい農業生産の推進と、地域ぐるみの共同活動の支援や鳥獣被害対策など農業環境をまもる取組の推進により、環境と調和する農業の実現を目指します。

1 取組内容

(1) 環境に配慮した農業の推進

【これまでの取組と課題】

- ・環境負荷を低減する生産技術の研修会や見学会を開催し、有機農業を含む環境保全型農業の取組を推進しました。
- ・臭気対策を含めた畜産環境対策として、家畜排せつ物処理施設等の整備を支援するとともに、地域と調和した畜産環境づくりの一環として畜産環境コンクールを実施しました。
- ・持続可能な社会の実現に貢献するため、有機農業を含む環境保全型農業の推進に加え、省エネ対策や未利用資源の活用など脱炭素化につながる取組も推進していく必要があります。

【主な取組内容】

環境と調和する農業を実現するために、引き続き、有機農業を含む環境保全型農業や未利用資源を活用した農業生産を推進するとともに、省エネ対策等に取り組みます。

- ・有機農業を含む環境保全型農業を推進するため、環境に負荷を与えない生産技術の開発と普及や産地に適した環境にやさしい栽培技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換に向けた取組支援、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減活動の認定等に取り組みます。

■コラム 環境負荷低減活動（みどりの食料システム法）

- ・持続可能な施設園芸への転換を図るため、省エネ機器や資材等の導入など脱炭素化につながる取組を推進します。
- ・家畜ふん堆肥の有効利用を推進するため、良質堆肥の生産技術や堆肥の利用技術を普及し、畜産農家と耕種農家の連携を推進します。
- ・畜産経営と都市環境の調和を図るため、臭気低減に関する技術を実証し、生産現場へ普及するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備を推進します。
- ・未利用資源である食品残さを家畜飼料として有効活用するため、エコフィードの利用を推進します。



緑肥による土づくりとセンチュウ対策



エコフィード利用
(食品残さの飼料化と牛への給与)

(2) 農地等の活用・保全

【これまでの取組と課題】

- ・県は、農業の有する多面的機能を発揮させるため、水路の維持管理等の取組を行う地域ぐるみの共同活動に対し助成し、農地を保全しました。
- ・県内の農地等は、食料等を供給する農業生産活動の場であるとともに、県民が農業の有する多面的機能の恵みを楽しむ場でもあることから、引き続き、共同活動の支援を継続する必要があります。
- ・かながわホームファーマー事業等により、荒廃農地等と県民の力をマッチングさせた手法で荒廃農地等の解消を図ってきましたが、荒廃農地等は年々増加していることから、取組を強化していく必要があります。
- ・令和3年度までの5年間で累計123団体の里地里山保全等の活動を支援し、里地里山の保全を図りました。

【主な取組内容】

農地等の有効な活用や保全を進めるとともに、農業の有する多面的機能が発揮されるようにするため、地域農業の振興を図ります。また、水路の維持管理など地域ぐるみの共同活動や県民と連携した農地の活用を促進します。

- ・都市農業振興基本法に基づき市町村が定める地方計画の策定を促進します。
- ・農業生産活動を維持向上させる地域ぐるみの共同活動への支援に取り組めます。
- ・農地を適正に保全するため、効率的で効果的な手法を工夫しながら、県民と連携した農地の活用を図ります。
- ・地域住民等による里地里山の保全活動への支援や、里地里山に触れ合う機会の提供に取り組めます。



地域ぐるみの共同活動
(農業用排水路維持管理)



県民と連携した農地の活用
(かながわホームファーマー体験研修)



里地里山の保全活動
(田植えイベント)

■コラム 地域ぐるみの共同活動または里地里山の保全活動

(3) 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進

【これまでの取組と課題】

- ・地域協議会が実施する農業収穫体験や農場見学会の取組を支援しました。
- ・田んぼの生きもの調査や農業用水路等の農業施設見学会を実施し、県民の食と農に対する理解促進に取り組みました。
- ・県民のさらなる農業への理解促進等を図るため、多くの県民が参加できるよう、開催内容等を工夫しながら、引き続き、実施する必要があります。

【主な取組内容】

県民の身近で営まれるメリットを活かし、子どもたちをはじめとした県民の農業への理解促進を図るとともに、農業者と県民とが触れ合える場所や機会の確保等に取り組みます。

- ・都市と農業の共存を図るため、農業の有する多面的機能や農業生産活動に対する県民の理解促進に取り組みます。
- ・農業者と消費者である県民とが触れ合える場所や機会を確保するため、田んぼの生きもの調査等を実施するとともに、農業者の観光農業の取組を支援します。



小学生向けの出前講座
(水稲栽培と農業用水の役割の講義)



小学校の総合学習における授業
(農業の有する多面的機能の講義)

(4) 鳥獣被害対策の推進

【これまでの取組と課題】

- ・かながわ鳥獣被害対策支援センターを設置し、鳥獣被害対策専門員による地域の有害鳥獣被害に対する技術的な支援等を行いました。また、かながわハンター塾等を開催し人材育成に取り組みました。
- ・有害鳥獣による農作物被害の拡大は農業者の生産意欲を減退させ、生産環境の悪化につながることから、地域が一体となって対策に取り組む必要があります。

【主な取組内容】

農作物被害を軽減し、農業活動を継続するために、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策等を支援します。

- ・鳥獣の捕獲、防護柵を設置するなどの被害防護対策、鳥獣の隠れ家となる藪の刈り払いなどの集落環境整備の3つの鳥獣被害の基本対策をバランスよく組み合わせて行う地域ぐるみの取組を支援します。
- ・鳥獣被害防止技術の普及や被害を受けにくい農作物の普及に取り組みます。

■コラム 地域ぐるみの鳥獣被害対策

2 施策の数値目標

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|----------|-------------------|--------------------|
| 有機農業者数 | 165名 | 404名 |
| 有機農業取組面積 | 199.9ha | 263.7ha |

【目標設定の考え方】

国が令和2年4月に公表した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、令和12年の有機農業者数と有機農業取組面積の目標を定めており、現在改定作業中の神奈川県有機農業推進計画においても、同様の目標を定めることが想定されるため、目標として設定した。

| 項目 | 基準値 2021（令和3）年 | 目標値 2032（令和14）年 |
|-------------------------------|-------------------|--------------------|
| 県又は農地中間管理機構が直接解消した荒廃農地面積（累計値） | 58ha | 100ha |

【目標設定の考え方】

県内の荒廃農地は増加傾向であり、従来取り組んできたかながわ（中高龄）ホームファーマー事業、オレンジホームファーマー事業、かながわ農業サポーター事業に加え、農地中間管理機構との連携により、積極的に荒廃農地を解消していく必要があることから、目標として設定した。